【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成１７年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成２３年３月

【国保】

F-257 エスフルルビプロフェン･ハッカ油の算定について

《令和８年３月５日新規》

○ 取扱い

1　次の傷病名に対するエスフルルビプロフェン・ハッカ油（ロコアテープ）の算定は、原則として認められない。

⑴　頚肩腕症候群
⑵　肩関節周囲炎
⑶　腰椎椎間板症
⑷　腰痛症
⑸　腰椎椎間板ヘルニア
⑹　坐骨神経痛
⑺　腱鞘炎
⑻　上顆炎
⑼　関節リウマチ
⑽　関節炎
⑾　関節痛
⑿　捻挫
⒀　打撲
⒁　骨折
⒂　挫傷
⒃　外傷
⒄　筋肉痛

2　部位の記載がない場合の変形性関節症に対するエスフルルビプロフェン・ハッカ油（ロコアテープ）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

エスフルルビプロフェン･ハッカ油（ロコアテープ）の添付文書の効能･効果は「変形性関節症における鎮痛・消炎」である。

変形性関節症は、四肢および脊椎の関節軟骨に退行変性が起こり、関節の痛み、こわばり、可動域制限や形態変化を起こす疾患※1で、1 に記載した疾患は、変形性関節症に該当しない。

このため、上記 1 の疾患に対する当該医薬品の算定は、原則として認め

られないと判断した。

一方、変形性関節症は、発症部位により、変形性頚椎症、変形性肘関節症、変形性腰椎症、変形性膝関節症等と呼ばれるが、厚生労働省通知※2 等において、レセプトに部位の記載が必要である旨示されていない。

よって、部位の記載がない場合の変形性関節症に対する当該医薬品の算定は、原則として認められると判断した。

（※1）南山堂医学大辞典第 20 版

（※2）診療報酬請求書等の記載要領等について